

令和 6 年 10 月 1 日

鳥取市長 様

鳥取市放課後児童クラブ利用助成金交付要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。
助成金の交付が決定した場合は、交付決定額を請求します。

申請者 ※この申請書兼請求書は、機械処理しますので、枠内に丁寧に記入ください。

保護者氏名	(ふりがな) とっとり はなこ	住所	〒 680 - 8571
	鳥取 花子 (自署の場合、押印不要)		鳥取市幸町71番地 鳥取アパート101号室
			電話(0857 - 22 - 8111)

同意欄

- ①申請において必要となる生活保護受給状況又は就学援助受給状況について、関係部署に照会し確認すること。
②当該児童の放課後児童クラブ利用状況及び利用料納付状況を利用しているクラブの運営事業者を確認すること。
①及び②のいずれにも同意します。

保護者（申請者氏名）

鳥取 花子

(自署の場合、押印不要)

鳥取

※太枠内をご記入ください。

申請理由	<input type="checkbox"/> 生活保護受給		<input checked="" type="checkbox"/> 就学援助受給	
ふりがな	とっとり いちろう		生 年 月 日	
児童の氏名 (利用者)	鳥取 一郎		(西暦) 2017年10月1日	
通学している学校名	(鳥取市立) 鳥取 小学校 学園	学 年	1 年	
利用している放課後児童クラブの名称	さざんか 児童クラブ			
該当月	月額利用料 (※1)	交付申請額 (※2)	備考	
令和6年4月分	3,500 円	1,750 円		
令和6年5月分	4,000 円	2,000 円		
令和6年6月分	4,000 円	2,000 円		
令和6年7月分	4,000 円	2,000 円		
令和6年8月分	6,000 円	2,000 円		
令和6年9月分	4,000 円	2,000 円		
合計	25,500 円	11,750 円		

(※1) 月額利用料：長期休暇に係る費用を含む。ただし、延長保育料、土曜保育料、おやつ代、行事費及び保険加入費、利用料振込手数料等を除く。

(※2) 交付申請額：月額利用料の2分の1の額。ただし、利用者1人につき1月当たり上限2,000円。

口座振込依頼書	金融機関名	法人番号	支店等名	支店番号
	砂丘銀行	1234	馬の背支店	567
	口座種別	口座番号 (左詰め)		口座名義人 (カタカナ)
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	0 1 2 3 4 5 6	トットリ ハナコ	

※法人番号、支店番号が不明な場合には、空欄としてください。

添付書類

- 利用するクラブが発行した月額利用料に係る領収書又はこれに代わる書類（通帳の写しなど）
- 通帳の写しを提出する場合は、申請者（保護者）名義の口座通帳（口座名義人の分かるページ）の写し
- とっとり電子申請サービスを利用して申請する場合は、押印は不要ですが、申請者（保護者）の本人確認書類（マイナンバーカードの写し、運転免許証の写しなど）を添付してください。